

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

(注 意)

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を受け記載し、新勤務先に送付願います。  
 2 前勤務先で最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。  
 3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収すること及び書後段・地方税法施行規則第九条の二十三。ただし、特別徴収継続の場合を除きます(地方税法第三百二十一條の五第二項ただし書後段)。

この届出書は課税課へ提出してください。

江戸川区長 宛		給与支払者 特別徴収者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号		
年 月 日 提出			フリガナ											宛名番号		
			氏名又は名称											担 連 当 絡 者 先	所 属	
			個人番号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載											氏 名	
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法						
	氏 名							年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 退職(育休・他) 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 合併 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (支払少額・不定期)		1. 特別徴収継続					
	生年月日	年 月 日						月 日	右から 番号を 記入		2. 一括徴収					
	個人番号							月 日			3. 普通徴収 (本人納付)					
	受給者番号							月 日			※ 記入がない場合は普通徴収となります。					
	1月1日 現在の住所							月 日								
異動後の 住所	(TEL - - )		円	円	円											

※ 決定・変更通知の発送は届出書を受理してから1か月程度かかります。江戸川区から月割額や指定番号の電話連絡は行っていません。月割額や指定番号は税額の決定・変更通知を確認してください。

1. 特別徴収継続の場合

新(特別 徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										個人番号 又は法人番号		新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分(翌月10日納入期限)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。※	
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名 電 話	受給者番号※	
	フリガナ													納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入
氏名又は名称											内線 ( )				

※ 給与所得者(本人)の税額通知書を電子データでの受取希望と申告している事業所は、受給者番号が必須となります。受給者番号の記載がない場合は、江戸川区で付番させていただきます。

2. 一括徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限)で 納入します。
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市区町村 記入欄	納税連絡	現年度	新年度
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		控送	先送(特・普)	
		3. 死亡による退職であるため				

【提出・問合せ先】 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区 総務部 課税課 03-5662-1008・1009